

第3回 枚方市教育委員会定例会 会議録

開会	平成27年3月13日午後3時00分		閉会	平成27年3月13日午後5時50分			
日程番号	議案番号	案 件		結果			
1	報告第14号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(平成26年度教育費3月補正予算額について)の意思決定について		承認			
2	議案第29号	平成27年度枚方市教育委員会の主要施策について		可決			
3	議案第30号	平成27年度学校園の管理運営に関する指針について		可決			
4	議案第31号	平成27年度中学生チャレンジテストの実施について		可決			
5	議案第32号	枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について		可決			
6	議案第34号	幼稚園保育指導員設置要綱の制定について		可決			
7	議案第35号	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて		可決			
8	報告第15号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(枚方市職員給与条例及び枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について)の意思決定について		承認			
出席委員	議席番号	氏 名		欠席委員	議席番号	氏 名	
	1番	記虎 敏和			番		
	2番	徳永 博正			番		
	3番	山下 薫子			番		
	4番	吉村 雅昭			番		
	5番	村橋 彰		番			
説明員	教育次長	高井 法子		説明員	学校規模調整課長	永田 昌宏	
	管理部長	君家 通夫			学校給食課長	前村 卓志	
	学校教育部長	石田 義明			学校規模調整課主幹 併 公共施設部施設整備室課長	山本 浩久	
	社会教育部長	西口 俊通			教職員課長	町田 弘明	
	管理部参事	原田 穂積			児童生徒支援室 課長(生徒指導担当)	狩野 雅彦	
	学校教育部次長 (参事級)	若田 透			児童生徒支援室 課長(人権・支援担当)	田辺 元美	
	管理部次長	荻野 晋三			学務課長	矢野 千加子	
	管理部次長	益田 正治			教育推進室 教育指導課長	花崎 知行	
	社会教育部次長	松宮 祥久			教育推進室 教育研修課長	喜多 一友	

	社会教育部次長	森澤 可幸		社会教育課長	米倉 仁美
	社会教育部次長 兼 中央図書館長	石村 和巳		文化財課長	鈴江 智
	児童生徒支援室長	足立 一彦		スポーツ振興課長	井岡 功一
	教育推進室長 兼 教育文化センター館長	藤田 佳久		中央図書館副館長	岡村 理恵
	教育総務課長	小菅 徹	記録	教育総務課課長代理	本田 一成
				傍聴の人数	1人

○記虎委員長 それでは、よろしく申し上げます。

それでは、開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○記虎委員長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により、委員長において、山下委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、日程1、報告第14号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました報告第14号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

ご報告いたしますのは、ページ中程の2. 臨時代理事項でございますとおり、臨時代理第20号についてでございます。本件は、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、議案書の2ページをごらんください。

臨時代理第20号、議会の議決事項平成26年度教育費3月補正予算額についての意思決定につきましてご説明いたします。

本件は、平成27年2月17日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。臨時代理の内容でございますが、3ページをごらんください。

平成26年度教育費3月補正予算額でございますが、表の最上段、右から2番目の列、3月補正予算額の合計欄をごらんください。3月補正における教育費の補正予算額は4億8,258万7,000円の減額となっております。その内訳は、同じく合計欄の網掛け部分を縦にごらんください。教育総務費が4,531万円の減額、小学校費が7,459万7,000円の減額、中学校費が2,146万4,000円の減額、幼稚園費が171万8,000円の増額、社会教育費が2,091万5,000円の減額、保健体育費が3億2,201万9,000円の減額となっております。

次に、4ページをごらんください。

詳細につきましてご説明いたします。平成26年度教育費3月補正予算額課別概要でございますが、初めに、歳入につきましてご説明いたします。

管理部学校給食課から国庫補助金の学校施設環境改善交付金につきまして、本年度分が不交付となったこと及び府補助金の中学校給食導入促進補助金につきまして、執行金額が確定したこと

に伴いそれぞれ減額するものでございます。

学校教育部児童生徒支援室からは、国庫補助金の特別支援教育体制整備事業補助金として7,000円を計上しております。府補助金の医療的ケア体制整備推進事業補助金につきまして、看護師の配置時間数の減少により執行見込み額が減ったことにより減額するものでございます。地域防犯活動促進事業補助金につきましては、交付金額が決定したことに伴い28万8,000円を計上しております。

学校教育部学務課からは、震災のため被災地から大阪府に転入してきた児童・生徒への被災児童生徒就学援助等事業費補助金といたしまして109万9,000円を、被災幼児就園支援事業費補助金といたしまして23万9,000円をそれぞれ計上しております。

学校教育部教育指導課からは、国庫補助金の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金といたしまして、交付金額が決定したことに伴い81万4,000円を計上しております。

社会教育部文化財課からは、国庫補助金の文化財補助事業補助金につきまして、高田地区埋蔵文化財試掘調査事業が来年度実施となったため減額するものでございます。また、府補助金の文化財保存事業補助金につきまして、旧田中家住宅鋳物工場主屋の耐震診断の実施に伴い121万円を計上しております。

5ページをごらんください。

続きまして、歳出についてご説明いたします。今回の補正予算では事業費等の確定などに伴い、概ね50万円以上の残額が見込まれるものを減額補正しておりますが、減額の理由が契約差分以外のものにつきましてご説明いたします。

次の6ページをごらんください。

管理部学校給食課から、学校給食費の1. 施設管理経費及び、2. 小中学校給食共同調理場整備事業経費につきまして、予算の執行状況に合わせて3億2,201万9,000円を減額するものでございます。

6ページ下段の学校教育部児童生徒支援室からは、小学校費、小学校管理費の1. 運営経費の賃金につきまして、学校看護師が当初の見込みより短い時間数で対応可能であったため290万円を減額するものでございます。また、小学校教育振興費の1. 帰国・来日外国人児童指導経費の報償金につきまして、当初の見込みより編入児童数が少なかったため182万5,000円を減額するものでございます。中学校費、中学校管理費の1. 運営経費の賃金につきまして、学校看護師が当初の見込みより短い時間数で対応可能であったため330万円を減額するものでございます。

7ページをごらんください。

学校教育部学務課からは、事務局費の1. 各種補助金の私立幼稚園幼児保育補助金で325万7,000円、幼稚園就園奨励費補助金で3,151万4,000円を減額しておりますが、これらは当初の見込みより執行金額が少なかったことによるものでございます。また、小学校費、小学校教育振興費の1. 就学援助費を1,355万5,000円、その2段下の中学校費、中学校教育振興費の1. 就学援助費を426万9,000円、それぞれ減額しておりますが、認定率が当初の予測より下がる見込みとなったことによるものでございます。

次に、8ページをごらんください。

社会教育部文化財課からは、文化財保護費の1. 埋蔵文化財発掘調査経費につきまして、高田地区の試掘調査が来年度実施となったため196万5,000円を減額するものでございます。次に、下段の債務負担行為につきましては、中央図書館モバイルサーバの賃借料として278万9,000円を平成27年度から28年度までの期間で設定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第20号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、報告第14号を採決します。

本件は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、議案第29号「平成27年度枚方市教育委員会の主要施策について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました議案第29号、平成27年度枚方市教育委員会の主要施策につきまして、ご説明いたします。

議案書の9ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。1の内容でございますが10ページをごらんください。

平成27年度枚方市教育委員会の主要施策につきましては、公約施策を踏まえ、特に教育委員会が重点的に実施する施策、事業を抽出し設定しております。

それでは、主要施策につきまして平成27年度から新たに取り組む施策や事業を中心にご説明させていただきます。

1の管理部の主要施策につきましては、1. 学校園の安全対策をはじめ、5施策10事業でございます。

主要施策2. 教育の情報化の推進の、①教育の情報化推進事業につきましては、校務支援システムを平成27年度から本格稼働させることに伴い事業名称を変更しております。

次に、主要施策3. 学校園施設・学習環境の整備の、①学校園施設改善事業でございますが、平成26年度主要事業の学校園施設維持補修事業と学校トイレ改善事業を統合し、事業名を学校園施設改善事業とするものでございます。また、③小中学校施設整備事業につきましては、今年度に策定いたします学校施設整備計画に基づき、学校施設の整備に向けた基本設計等を行うことに伴い名称を変更するものでございます。

次に、主要施策5. 学校給食の充実につきまして、④小学校給食調理場におけるドライ運用の

推進を新たな事業として設定しております。

11ページをごらんください。

学校教育部の主要施策につきましては、1. 小中連携の推進・充実をはじめ、7施策18事業でございます。また、平成27年度から新たな主要事業として、7. 幼稚園教育の充実において、これは、幼児教育に関する保護者支援の充実を図るものでございます、①預かり保育事業と、②幼児教育教室事業の2事業を設定しております。

12ページをごらんください。

社会教育部の主要施策につきましては、1. 社会教育の推進を初め、6施策17事業でございます。

主要施策3. スポーツ施策の推進につきまして、④社会体育施設利用促進事業を新たな事業として設定しております。

主要施策5. 市民の生涯学習の支援につきまして、①新たな図書館ビジョンの策定事業、②図書館分館への指定管理者制度の導入事業を新たな事業として設定しております。

13ページをごらんください。平成27年度の主要施策を組み込みました枚方市教育委員会教育目標を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第29号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第29号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決します。

続きまして、日程3、議案第30号「平成27年度学校園の管理運営に関する指針について」を議題とします。

説明を求めます。

石田学校教育部長。

○石田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第30号、平成27年度学校園の管理運営に関する指針について、ご説明申し上げます。

議案書14ページをごらんください。

この件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。それでは、内容につきましてご説明申し上げ

げます。

別紙の平成27年度学校園の管理運営に関する指針をごらんください。

この指針は、本市教育委員会の教育目標及び基本目標に基づき、文部科学省の学習指導要領や、大阪府教育委員会が作成しました市町村教育委員会に対する指導助言事項等の内容を踏まえ、毎年度、本市教育委員会が市立学校園に対する指導助言の基本方針として示しているものでございます。

表紙の裏面、目次をごらんください。

今年度、それまでの「留意事項」から「指針」に名称を変更するとともに、構成も大きく変更いたしました。今回は平成27年度としまして、それを踏襲する形で構成については特に変更しておりません。

それでは、1ページの「はじめに」から順次ご説明を申し上げます。

「はじめに」の第1段落及び第2段落は、世界における日本の状況について記載しております。第3段落、第4段落は、国の動きを、第5段落は大阪府の動きを。第6段落以降は本市の教育について記載しております。その中で、次のページの中程「また」から始まる段落におきまして、平成27年度は枚方市小中連携事業の第2期最終年度となることにふれ、合わせて学力向上を目指して指導方法の工夫や授業改善を図っていくことを記載しております。そして、最後に「各学校園は、校園長のリーダーシップとマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、常に「すべては子どもたちのために」ということを考え、本市指針に基づき、積極的かつ特色ある取り組みを展開する」と結んでおります。

次に、次ページの3ページ、教育目標、基本目標については変更ございません。

次の4ページでは、平成27年度教育委員会学校教育部主要施策及び主な事業等として、7つの主要施策とその概要等をまとめております。主な変更点といたしましては、5. 支援教育の充実のリード文と、7. 幼稚園教育の充実の主な事業として新たに実施します、①預かり保育事業と、②幼児教育教室事業を記載しております。

次に、5ページをごらんください。

ここでは、平成27年度に取り組むべき重点目標を示しております。重点目標といたしましては、一つ、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成。一つ、子どもの人権を尊重した教育の推進。一つ、教職員の倫理観・規範意識の向上の3点であり、昨年度と変更はございませんが、特に、一つ目の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成の中の2行目、昨年度の「義務教育9年間を見据えながら」という文言を「見通しながら」に変更しております。これは、学びの連続性の確立の観点から、9年先までを見通した取組をより推進していくことが必要であることから「見通す」という言葉に変更したものでございます。また、5行目ですが「子どもたちの学力の確かな定着を図る」と結び、その続きに「そのために」として、授業改善、指導方法の工夫を進めることを追記しております。

次に、具体事項における主な変更箇所についてご説明申し上げます。

まず、6ページの1. 学校園運営体制についてをごらんください。

まず<重点課題>の(2)ですが、新たに「校務支援システムの活用による教職員の事務負担

軽減等」の文言を追加しております。次に、（6）ですが、来年度から本市では全学校園で実施します学校関係者評価について示しております。また、府教委の指導助言事項も踏まえ、PDC Aサイクルについての意識をさらに強化するために、その旨の文言を追加しております。

次に、8ページの中程、3. 学習指導についてをごらんください。

まず、四角で囲んでおります<留意点>の3段目ですが、平成27年度新たに加えた重点目標の内容を受け「学力の確かな定着に繋げる」という文言を追加しています。また、課題である組織的な取組を強化するため、「学力向上主担者を中心に」という文言を加えています。同じく、留意点の次の段落ですが、小中連携事業について平成27年度の取組内容を示しています。

次に、9ページをごらんください。

中程にあります<重点課題>の（6）ですが、来年度の大阪府立高等学校入学者選抜から調査書の評価が、相対評価からいわゆる絶対評価に変更されます。これに伴い、学習評価についてこれまで以上に各学校の説明責任を果たす必要が生じることから、「評価の方法等」という文言を追加しております。

次のページ、10ページに中程になります。（16）の平成28年度以降の小中一貫教育推進を踏まえ、学級担任制の弾力化について「教科等の担任制」の文言を加えております。

続きまして、11ページの4. 生徒指導についてをごらんください。

まず、留意点の中程ですが、平成26年度に作成いたしました「枚方市いじめ防止基本方針」を追加しています。

次のページ、12ページをごらんください。

（8）ですが、不登校児童・生徒の増加に伴い、未然防止のための取組について「スクールソーシャルワーカー等」の文言を加えて、具体的な記述に変更しております。

次に、13ページの（14）ですが、危険ドラッグにつきまして薬物依存に陥る危険性が高いことなどが問題となっており、薬物の中毒依存に至る前の段階からの指導が必要なことから、新たな項目として記載しております。

続きまして14ページ、5. 進路指導についてをごらんください。

<重点課題>の（8）では、キャリア教育の推進について基本的な考え方を明記しています。また、本市では平成26年度に全中学校区で全体指導計画を作成したことから、今後はその活用と検証、改善に努めていく必要があるため、その旨、文言を加えております。

15ページの（10）につきましては、府教委の指導助言事項も踏まえ、中学校の進路指導において障害のある生徒に対する情報提供や指導を適切に行うためには、支援学級担任のみではなく学校全体として指導を進める必要があることから、新たにこの項目を加えております。

次に、18ページの8. 健康教育についてをごらんください。

まず、食育についてですが、特に中学校における食育推進体制の確立について、府教委からの指導を踏まえ<留意点>及び19ページの（10）の記載を変更しております。（14）につきましては、平成26年度の指針では、9. 安全についての重点課題でしたが、今回、府教委の指導助言事項における配列も参考にしまして健康教育のこちらへ移動いたしました。

次に、22ページの10. 人権教育についてをごらんください。

<重点課題>の(2)について、新たな項目としまして府教委の指導助言事項を踏まえるとともに、「世界の人権状況を踏まえつつ」という文言を加え、方向性を明記しております。(3)では、人権教育推進計画について、作成だけではなく活用及び見直しが必要となることから、その旨、文言を加えています。

次に、23ページの(10)、(11)、(12)ですが、児童虐待の記述についてこれまでは一つの項目にまとめて記載していた内容を(10)未然防止(11)通告(12)通告後と分割して記載しております。

次に、(14)ですが、性同一性障害等の児童・生徒への理解を深め、教職員の連携した対応が求められていることから項目を新たに追加しています。

次に、(17)ですが、個別の指導計画の作成を踏まえ、日本語指導を推進していくため新たな項目として記載しております。

続きまして、24ページの11. 支援教育についてごらんください。

<留意点>につきましては、内容を整理して記載しております。次のページの(11)ですが、ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりを通常の学級で求められていることから、「通常の学級において」の文言を加えています。(15)では、障害のある生徒の進路選択について具体的に示すために、「特に、」以下を追記しております。

次に、26ページの12. 幼稚園教育についてをごらんください。

ここでは、主に来年度から始まる子ども・子育て支援新制度を踏まえ、認定こども園の文言を加えるとともに、(6)として、預かり保育について記載しております。また、(7)、(8)に本市の枚方市立幼稚園の運営配置実施計画に基づいて、新たに開始します幼児教育教室及び巡回相談についての記載を追記しております。

続きまして、27ページの13. 研修についてをごらんください。

(4)は重点目標を新たに加えた学力向上を具現化するため、府教育委員会の研修や学校支援を活用して校内研究を推進し、教員の授業改善を図り、組織的に児童・生徒の学力向上に向けた取組がより一層必要であるため、その旨を追記しています。

最後に、29ページの14. 学校園・家庭・地域の連携についてをごらんください。

来年度から開始します土曜日等を活用した授業について、新たな項目として(3)に記載しています。具体事項についてのご説明は以上でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第30号、平成27年度学校園の管理運営に関する指針の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 1つ質問と要望をさせていただきます。

22ページの人権教育について、いろいろと新たな課題に応じた項目の説明もしていただいたところですが、重点課題の2という項目において基本的なことを示しておられるのですが、その背景、ねらいといったことについてお聞かせください。その後に少し要望を申し上げます。

○記虎委員長 足立児童生徒支援室長。

○足立児童生徒支援室長 背景といたしまして、今の子どもたちの状況、学校現場での現状では、ささいなことがきっかけで暴力行為が始まったり、あるいは日常生活の中で子ども同士の何げないことが相手をきずつけてしまったり、あるいは、いわゆるいじめ問題等に発展していく状況がございます。また、教員が指導する中でつい感情的になってしまい、行き過ぎた指導等がございます。そういう状況から、いま一度原点に立ち返り、誰もが生まれながらに持っている人間としての幸せに生きていく権利があるということをしっかり押さえると同時に、社会にはさまざまな人権問題があります。特に、最近ではメディア、インターネットが普及しており、そういう情報から子ども自身が惑わされることなく主体的、批判的に読み解く能力を高めていくということが重要であるかと考えております。

○記虎委員長 徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 今おっしゃった点は非常に大事なことであると思います。それを基礎として、いろいろご指導いただくということが大切であることはもとよりなのですが、私はこの項目の中に世界の人権状況を踏まえつつ申し上げたいと思います。また、最後に少し要望を申し上げます。

と申し上げますのも、これからいろんな生き方をする子どもたちが出てくる。将来、国際社会で生きる日本人としてと考えますと、人権にまつわる世界の状況や実態はやはりそれなりに知っておくことは必要になってきます。ひょっとすると死活的な問題になる場合があるかもしれないと思うからです。言うまでもないのですが、元来、世界ではいろんなところでいろんな習慣や価値観を持つ人々が、国があって、その国が国連に加盟しているといっても現実にその人権に関する状況はどうかと、その捉え方はどうかということ実は実にさまざまです。日本人が思っているように思っていると全く限りません。

ところで、その人権の核となることについてですが、これは世界人権宣言などでもありますように、生命とか自由、あるいは安全に対する権利というのを根幹として考えるということは、我々としてはそうあるわけです。その人権宣言は公布されて既に六十数年が経ち、その六十数年間で確かに国際的な人権擁護のいろんな取り組みは進んできたことはあるのですが、全くそれとは相反するような深刻な事例にも事欠きません。例えば、昨日の新聞でもアフリカのナイジェリアで少女の自爆テロで数十人が死んだと小さく報じられています。つまり、こういうこともずっと繰り返されているからですが、これの黒幕とされるのはイスラム過激派、ボコ・ハラムという勢力で、ボコ・ハラムというのは西洋の教育は罪だということだそうですが、数年前からいろんな動きをしておりました。その後、最近では例の中東の自称イスラム国に忠誠を誓ったというようなことも報じられていました。全然別の集団であったわけですが、それぞれにテロ襲撃を繰り返してきて、いずれもキリスト教徒、あるいはその他の異教徒を多数殺害したい。これはもう我々の想像を超えるような規模になることだって現にあったわけです。あるいは、女性を殺さないままで奴隷にして売り買いするというようなことすら起こってきているわけです。自称イスラム国が奴隷制を公に「もう一度」というようなことを言ったりして、非常に残虐な行為とともに我々を驚かせたわけですが、これらが結びついていくと今後どのような情勢が起こってくる

のなかなか予断を許さないと思います。

ところで、人権侵害の一番極点にある点ですが、以前にも申したことがあるのですが、大虐殺と言われるようなことです。これの例としては、例えば、アフリカではルワンダなど幾つもあるのですが、我々に近い東アジアで考えてみましても、ちょうど40年前の1975年から3、4年の間、カンボジアで共産主義革命が起こり、ポル・ポト、クメール・ルージュが革命のために百数十万人の自国民を、つまり、国民の5分の1から4分の1を殺したということがございました。ただ単に、反政府側や資本家、地主である人々を殺すというだけではなくて、例えば、学校の教師や医者であるとか、そういった世の中の人々の役に立っている人々を殺しました。たくさんの方がその当時でも死んでいくわけで、ほとんど想像もつかないような残虐な出来事があったわけですが、幸いこの勢力が後に隣国、同じ共産主義国のベトナムとの戦争になって、そのことによって倒されていきいろいろわかってきたわけです。そのような中で今カンボジアは国の再建に非常に努力を今尽くしているということです。こういった非常に我々の想像を超えるような困難な歴史を有している国が近くにあるということ。

さらに申しますと、このクメール・ルージュ、ポル・ポトたちを支援していたのが中華人民共和国です。この中華人民共和国においては、建国以来、革命を強行することが相次いでいる。あるいはチベットの制圧などによってたくさんの方を虐殺する。これは事実です。わかってないこともたくさんありますが、例えば、大躍進政策の失敗で生まれた餓死者を合わせると、この60年間に学者によって2,000万人や、あるいは4,000万人を超えるなどと言う人がいるぐらいです。文化大革命その他を合わせましたら犠牲者は数千万人になるというぐらいの惨劇が相次いで起こったことも現実です。いわゆる戦争ではなくて、あれほどの多くの犠牲者を出すということがどうして起こったのか。これは人類史上ほかに類例のないこと。これが20世紀の後半の私が生きている時代に起こったということをその時はちゃんと知らなかったのです。知らされもしなかったのです。こういったことが今でも本当に全部明らかにされたのでしょうか。実は、こういった大惨禍について、中国国内では十分事実を究明するというには至っていません。それはご存じのように、中国は共産党が国家を主導する党国家体制という独裁体制をとっておりますから、そういう点で自由が事実上大きく制約され究明をするという道が閉ざされているからです。アムネスティインターナショナルなどによれば、現在でも法の支配の確立はもちろん十分ではありませんし、チベット人やウイグル人やモンゴル人など少数民族は差別を受けて、この少数民族に対する取り締まりをさらに強化されています。これはまた、2日ほど前の新聞でもそういったことに絡む法律の制定のことが報じられていました。というようなことを思い合わせますと、その人々の置かれている人権状況は、今なお生々しいものと考えるべきだと思います。我々日本人がもし人権というものは普遍的価値だと捉えるのであれば、こういう事柄への眼ざしというものを失ってはいけないというふうに思います。

ほかにも北朝鮮の問題など、さまざまに重大な人権状況に係る問題がありますが、このような世界各地のこういう人権状況をやっぱりしっかり見据えていくということによってこそ、人権という価値の切実さというものも理解できるようになっていくでしょうし、我が国での人権に関する考え方も鍛えられていくと思います。学校における人権教育は、大阪府では特にそうなのです。

が、長年さまざまな取り組みをされており、実績は持っているわけですが、なお、国内でも取り組むべきさまざまな課題もあります。先ほども基礎となることをおっしゃいましたが、そういうことに立ち向かっていくことは当然だと思いますが、さらに、今私が申し上げたような世界一帯で考えてみて極めて深刻な事例も含めて、そういう世界の実態をちゃんと踏まえながら人権教育に向かっていくという必要があると考えています。もちろん、注意しなければならないこと、配慮を必要とすることがたくさんございます。先立っても、自称イスラム国に関してちょっと他県の学校の授業でやった事柄が報じられていることがございましたですね。非常にむごたらしいことが多くあるのですけれども、子どもの発達段階をちゃんと踏まえながらどういうふうに適切な指導をするかということが、これが大事なことになってまいります。

それから、いろんなことが起こったところの背景がございますし、歴史や文化などというのがそれぞれの地域や国にございます。その辺りに関するちゃんとした理解も必要です。実は、もともと私は中国の歴史や文化・芸術が好きでして、最初に訪れた外国が中国でした。ですからといって事実がなくなるわけではありません。ただ、大きく捉える眼ざしもまた必要ですから、そういった国々の歴史や文化などについての基本的な事柄は学んでいくように指導するという必要になると思います。

このように、いずれにしても人権に係る重大な事実を事実として子どもたちが受けとめて課題として考えていけるように、世界の中の日本人として生きていくという、そういうことからしましても、どんなふうな工夫が学校教育の中でなし得るのか。教員研修の問題もありますので、さまざまな場面について追求していただきたいと思います。極めて難しいことだとは重々思いますが、今までの実績の上に、さらに踏み出していただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○記虎委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

この人権問題教育に関しては、教育政策会議でも各委員からいろいろと意見、あるいはご質問等があった部分です。ただ今、徳永委員長職務代理者のご意見のように、重要な問題提起として受けとめていただいて、今後、現場にその点をお教えいただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

他にございますか。

それでは、これをもって、よろしいですか。

○徳永委員長職務代理者 別のことになるのですが要望について、私もここ何回か似たようなことを申し上げておりましたが、この指針が学校にとって、あるいは、もちろん市の教育委員会としても大事なものとしてつくってるわけです。しかしながら、いろいろやっていることが多岐にわたるだけに、それぞれ1年で検証する部分が含まれておると思います。検証という言葉がこの中にも文言としてありますし、ですから、いろんなことをこれに従って学校でも取り組んでいただくわけですので、学校としても、あるいは市教育委員会としても、やっぱりそれを1年単位でできることなら見直しもしていくという、そういうことは当然必要になると思います。検証の重要性ということを特に感じているわけです。

そういったことも絡んでこれは難しいことなのですが、実は、この指針ということに変わってきていますが、来年度の後半になりましたときに、できるだけこれを使いやすいものに改良していくという観点に立ち、全体としてのスリム化を図るように関係の部署で全体のこともにらみながら裁量していただけるとありがたいです。難しいのはわかっているのですが、実際にやはり、できるだけうまく使えるようなものにしていただきたいです。各所管部課の必要性というのがあるんで、どうしてもこれを入れたいということはあると思うのですが、委員会全体として、学校としてどうあるべきなのかというようなことも考え合わせていただき、できたらもう少しスリムなものにする意識を持っていただきたい。1年後に向けて、頭の片隅に置いていただきたき仕事をやっていただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○記虎委員長 それでは、これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第30号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第31号「平成27年度中学生チャレンジテストの実施について」を議題とします。

説明を求めます。

石田学校教育部長。

○石田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第31号、平成27年度中学生チャレンジテストの実施について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

まず、1. 内容でございますが、中学生学びチャレンジ事業費にかかる平成27年度中学生チャレンジテスト実施要領に基づき、本調査に参加するというものでございます。

次に、2. 目的でございますが、中学生学びチャレンジ事業費にかかる平成27年度中学生チャレンジテストに枚方市立中学校が参加することによって、府全体の状況との関係において本市生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、以って本市生徒の学力向上につなげる。また、大阪府教育委員会から本調査結果を活用し、提供される「評定の範囲」を学校に示し、学校の評価活動の改善と充実を図るものでございます。

本チャレンジテストにつきましては、平成27年2月19日に大阪府教育委員会より中学生学びチ

チャレンジ事業費にかかる平成27年度中学生チャレンジテストの実施について通知がございました。その後、平成27年度中学生チャレンジテストの実施校数の報告について依頼があったところがございます。

それでは、平成27年度中学生チャレンジテストの概要につきましてご説明申し上げます。

16ページの中学生学びチャレンジ事業費にかかる平成27年度中学生チャレンジテスト実施要領をごらんください。

まず、1 調査目的ですが、(1) から (5) までの5点が挙げられております。

次に、2 調査実施日は平成28年1月13日でございます。次に、3 調査対象ですが、原則として府内の市町村立中学校、特別支援学校及び府立支援学校中学部の第1学年、第2学年が対象です。次に、4 調査内容は、(1) 第1学年は国語、数学及び英語、第2学年は、国語、社会、数学、理科及び英語で、各教科の調査に合わせて生徒に対するアンケートが実施されます。

(2) 出題範囲は、調査する学年の指導事項を原則とし、22ページから26ページのとおりとなっております。なお、社会と理科に関しましては、自校の学習進度等に応じて学校ごとに問題を選択することとなります。

次に(3) 出題の形式ですが、選択式及び短答式に加え、記述式の問題となります。

続きまして、平成26年度の実施要領からの主な変更点につきまして、これを中心にご説明させていただきます。

まず、大きな変更点といたしまして、先ほどの調査目的の(5)にありますように、大阪府教育委員会は調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供するとなっております。この変更に伴いまして、20ページの9評定の範囲の(1)のとおり、大阪府教育委員会は調査結果を活用して学校の評価活動の改善と充実を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として「評定の範囲」を作成するとあり、作成にあたっては次の(2)の①ですが、大阪府教育委員会が調査対象校から一定数の学校を抽出するとしています。なお、21ページの(4)大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書における「評定の範囲」の活用にありますとおり、第2学年の調査書に評定を記す際に評定の範囲を活用することにつきましては、平成29年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項に示す。また、第1学年につきましては、平成30年度上記要項に示すとなっております。

大阪府教育委員会は、このチャレンジテストを評定の公平性の担保に資する資料とすると考えておりますが、枚方市教育委員会では、教育課程の編成につきましては、教育委員会が校長に委任しており、その中に学習評価も含まれます。学習評価につきましては、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を見る評価、目標に準拠した評価を適切に行うことが必要であると考えております。昨年度より中学校校長会を中心に、各教科の評価の詳細を考えるプロジェクトチームを編成し、学校全体として組織的に取り組み、妥当性、信頼性、客観性のある目標に準拠した適正な評価になるよう検討しております。この方針及び取組を継続しつつ、大阪府教育委員会は府立高等学校、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の評価の担保に資する資料として「評定の範囲」を作成することから、大阪府教育委員会から提供される評定の範囲を学校に示

し、学校の評価活動の改善と充実を図っていく必要があると考えております。

また、来年度以降の大阪府公立高等学校入学者選抜の制度変更につきましては、先月、大阪府教育委員会が現中学1年生、2年生の生徒、保護者を対象に、新制度の概要をまとめたリーフレットを配布しております。そのリーフレットの中に中学1年生の評定、平成30年度入試からと、2年生の評定、29年度入試からについては、「府全体の公平性を担保するため、このチャレンジテストを踏まえ記載されます。」という一文が入っております。この詳細につきましては、現段階で生徒や保護者への説明できるものはございませんが、大阪府教育委員会は中学校がつけた評定が先ほどから出ています評定の範囲内に収まっているかを確認し、その範囲から外れている場合は評定を修正して調査書に記載することを想定しているようでございます。

次に、調査結果につきまして18ページ、7. 調査結果の取扱いの(4)教育委員会及び学校による調査結果の公表ですが、教育委員会及び学校による調査結果の公表は、①大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況に係る調査結果を公表する。②市町村教育委員会は、域内の状況に係る調査結果の公表に努めること。また、自らが設置管理する学校の調査結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名は明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。③学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で公表することは可能であることとなっております。

続きまして、(5)の調査結果の取扱いに関する配慮事項では、調査結果については調査の目的を達成するため適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを捉えるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮することとあり、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表につきましては、その下の具体的な公表の手續等の①から④のとおり、平成26年度調査と同様となっております。

本市におけます調査結果の公表につきましては、本調査に関する実施要領に基づき、学力向上等に向けた取組の具体的な成果と課題に目を向けてもらうことが重要であるという観点から、現時点において基本的にはこれまでの本市の方針に基づき公表することを考えております。なお、詳細につきましては改めてお諮りいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第31号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山下委員。

○山下委員 これらの入試制度の変更にかかわることとして、生徒本人にとっても保護者にとっても、そして、学校の先生方にとっても大変大きなことだと思えます。今の1、2年生の受験に非常にかかわってくることでありますので、現時点で彼らと保護者に対しては、今どのような形で説明が

されているのかということをお教えいただきたいです。説明用のリーフレットを配るということだけなのか、それに対してどういう説明を加えておられるのか、状況を教えていただけないでしょうか。

○記虎委員長 田辺児童生徒支援室課長。

○田辺児童生徒支援室課長 説明用のリーフレットに関しましては、2月26日に府から配付せよということでございましたので配付をいたしております。チャレンジテストが入試調査書に反映される対象は現中学校1年生からとなります。例年、4月に府教育委員会が府内の中学の進路担当を集めて進路指導に係る説明委員会を開いていますが、来年に関しましては大きな制度変更があることから、説明会の時期をできるだけ早くする予定であると聞いております。

○記虎委員長 山下委員。

○山下委員 現状、本当に府の動向を市教委としても待ちながら、これからどのように動いていくかということはまだよく見えない段階だと思いますので大変だとお察しいたします。そういう状況ですので、今後のことで保護者や生徒の立場にとって大事ではないかということをお望みさせていただきます。情報伝達についてですが、今どのように何をどういうふう伝えていくべきかということはお手探りの状態だと思います。しかしながらやはり情報伝達、つまり各学校の生徒に対してどういう内容をどういうタイミングで伝えるかということにばらつきが出ないようにということが非常に重要であると感じています。そういった意味で、やはり教育委員会としてどういう発信をしていくかということは一歩進んでいただき、正確にタイミングをはかって各学校で足並みをそろえ、保護者の方にもどういう説明をとるかなど、各学校、同じような体勢をとっていただいてそういう発信をしていただけたらと思います。今の段階ですので要望だけさせていただきます。

○記虎委員長 ほかにありますか。

村橋教育長。

○村橋教育長 実は、本日卒業式で学校に行った折、2年生の学年主任から非常に困惑をしているという話を聞きました。保護者対応で本当に苦労しているということで話があったのですが、そういう中で、先ほどから言ってます評定の公平性の担保ということで、教育長協議会の場で府教委の説明を聞いた上で非常に時期的に、スケジュール的に非常にタイトであり、もともと選抜制度の変更ということ自体でも非常に時間をかけないでこれを変えていくというあたりがしんどいなと思っておりました。そういった中、大阪市が別の制度において、試験でやっていくというようなことも今話を聞いており、そういう中で、本当に一番困るのは子どもであり、保護者であります。特に2年生からこの制度に乗っかっていくというあたりでは、本当に学校現場では混乱をしているということをしっかり受けとめ、事務局としてこの選抜制度の変更ということでは対応していかないといけないと、本日もしみじみ話を聞いておって思った次第です。府教委と連携をしていくということしかないのですが、こちらの方から意見を言うていくというような形も含めて、府からの通知だけではなくて、どんどんどんどんこちらから発信するというのも含めてお願いをしたいと思ってます。

○記虎委員長 吉村委員。

○吉村委員 教育長も含めて委員の方がおっしゃっているように、保護者や子どもたち、特に子どもたちが何か制度がころころ変わって、何か安定したものになってないということで混乱がおこっているのだらうと思います。今後は制度の微調整はあったとしても、安定してやっぱり大阪の中の入試制度とし、15の春を泣かせないということをしっかり考えた上で進んでいくということで、市町村の教育委員会もしっかり府とやり合いながら言っていけないといけないのかなと思います。私学との関係とかいろんな部分で、日程的なことなどいっぱい出てくると思いますが、それは府だけではなく、実際に府内トータルにこの制度を継続するというをやっぱり主眼に置きながらやっていけないといけないと思います。説明が書かれている配布プリントの中身はそれぞれ保護者が見てもどういうことかわからないとならないように、また、初めて中学生の保護者になった方が、その評価についての高校入試の際に評価が1年から生かされていくということについての意味が全くわからないところがあると思うので、やはりこの導入等のスタートに当たっては、1、2回の学校側からのプリントだけでなく、全学校が統一してどこの保護者に対しても温度差がないように丁寧に理解をしていただけるように働きかけていけないと思います。何か見切り発車みたいに行って途中でやっぱりこんなことや問題点が逆に噴き上がってきたときには非常に苦しい話になるかなというふうに思いますので、制度としてはこのスタートということで指示されてるわけですが、この中身について市教委としてもしっかりと向き合い、特に、年度初めのときにはきちっと保護者に対して、生徒に対して、子どもたちに対して説明をしていくということは是非とも必要と感じておりますので、一つ皆さんのいろんな今までの経験や、お考えを生かして市教委として取り組んでいただけるようよろしくお願ひしたいと思います。

○記虎委員長 他に質問はありませんか。よろしいですか。

今からまだ府の動きがどういうふうになっていくかわかりませんが、先ほどの指針にありましたように、本当にすべてが生徒のためにという、そういう部分で子どもたちに不利益にならないようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第31号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程5、議案第32号「枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。

石田学校教育部長。

○石田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第32号、枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の28ページをごらんください。

本件につきましては、枚方市立幼稚園条例の改正を受け、同条例との整合性を図るなど、幼稚園の管理運営に関する規則の内容を一部改正するもので、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、30ページをごらんください。まず、第18条、第19条につきましては、入園に係る事項を規定しており、内容には特に変更はありませんが、文言整理を行っております。

次に、第22条は退園の措置に関するものです。幼稚園条例の改正前には、退園措置に係る要件の一部を直接条例で規定しておりましたが、条例の改正により全ての要件を規則で定めることとなりました。このことに伴い、第22条の改正案で記述された要件のうち園児が正当な理由なしに1月以上欠席した場合及び幼稚園の管理運営上支障があると認める場合につきましては、これまで条例で定めていた事項を規則に移したものとなっております。

続きまして、31ページの別表をごらんください。

これは、各市立幼稚園の定員を定めた一覧表ですが、平成27年4月に4園の市立幼稚園が閉園されることから、閉園予定の4園の名称をこの表から削除するものでございます。

最後に、29ページの改正案本文にお戻りいただきましてページ中程の附則をごらんください。

改正後の附則の施行日は、子ども・子育て支援法の施行日となっており、平成27年4月1日を予定しております。また附則の2につきましては、手続等に係る書式の継続使用について述べているものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第32号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第32号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程6、議案第33号「枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました報告第33号、枚方市教育委員会庁内委員会規程の一

部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の32ページをごらんください。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、枚方市教育委員会庁内委員会規程において引用する条番号が変更となることから、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。改正箇所につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の34ページをごらんください。

第1条中「第23条」を「第21条」に改めるものでございます。

恐れいたしますが、議案書の33ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規定の施行日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第33号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第33号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程7、議案第34号「幼稚園保育指導員設置要綱の制定について」を議題とします。

説明を求めます。

石田学校教育部長。

○石田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第34号、幼稚園保育指導員設置要綱の制定について、ご説明申し上げます。

議案書35ページをごらんください。

本件は、平成27年4月から実施いたします預かり保育事業と幼児教育教室事業について、新たに幼稚園保育指導員として両事業を兼務する特別職非常勤職員を市立幼稚園7園にそれぞれ1名配置するにあたり、その職務等を明確にするために幼稚園保育指導員設置要綱を制定するもので、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定により議決を求めるものでございます。

それでは、要綱の内容をご説明申し上げます。36ページをごらんください。

第1条では、設置について保護者の子育て支援の充実に目的に、枚方市立の幼稚園において預かり保育事業及び幼児教育教室事業を実施するため、幼稚園保育指導員を置くこと。

第2条では、所属及び職務について、第3条では委嘱等について規定しており、幼稚園教諭免許、または、保育士資格を有し、職務を遂行するために必要な熱意、識見及び健康を有する者であること等の条件を定め、教育長が選考し教育委員会が委嘱するもので、指導員定数は別に定めることとしております。次に、第4条では委嘱期間、第5条では退職の申出、第6条では解職、第7条では身分について規定しております。

37ページをごらんください。

第8条では服務規律について、第9条で報酬の額については市長と教育長が協議して別に定めることとし、第10条の勤務日等、第11条の補則につきましては、教育長が別に定めるものとしております。なお、附則にありますように、この要項は平成27年4月1日から施行としております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第34号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第34号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程8、議案第35号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました報告第35号、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことにつきまして、ご説明いたします。

議案書の38ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第23号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。教育委員会は市長の権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、必要な事務の委任を受け、または、補助執行を行っているところです。本件は、このたび事務の補助執行に関し、市長から提案のありました協議に対しま

して同意を行おうとするものでございます。

内容の（１）、新たに補助執行させる事務でございますが、１点目は、子ども・子育て支援法に関する事務として、イ、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる者の支給認定及び市町村が定める額の決定に係る事務。ロ、幼稚園及び保育園に係る者に係る事務。

２点目は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設以外の幼稚園及び当該幼稚園に係るものに関する事務。

３点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱の策定及び同法第1条の4第1項の総合教育会議に関する事務。

４点目は、枚方市都市公園条例別表第1に掲げる野球場の管理に関する事務でございます。

（２）補助執行させる職員は教育長又は教育委員会の事務局職員でございます。（３）施行時期は①及び②の事務については協議後速やかに。③の事務については平成27年4月1日から、④の事務については平成27年4月10日から施行するものでございます。なお、議案書の39ページに市長から教育委員会委員長への事務の補助執行についての協議の申し出を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、議案第35号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第35号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程9、報告第15号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

なお、日程9、報告第15号「臨時代理事項の報告について」につきましては、枚方市情報公開条例第6条第6号、または第7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、この件につきましては秘密会といたします。

申しわけありませんが、以降の定例会は秘密会となりますので、傍聴の方は退席をお願いをします。

< 秘 密 会 >

○記虎委員長 ただいまから、会議を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は、全て議了しました。

これをもって、平成27年第3回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

記 虎 敏 和

山 下 薰 子
